

### 秋田県条例第三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(道路交通等保全に関する条例の一部改正)

第一条 道路交通等保全に関する条例(昭和二十四年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条の三第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条の三第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号及び第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(知事等の給与および旅費に関する条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)第八条第三項及び第十条第五項

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)第十条第二項第三号及び第四号並びに第十三条第五項第一

号

三 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)第三条第四項及び第四条第五項

(秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部改正)

第六条 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「の各号」を削り、同条第一号中「または」を「又は」に改め、同条第三号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「または」を「又は」に改め、同条第二号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田県立自然公園条例等の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第三十五条及び第三十六条

二 秋田県迷惑行為防止条例(昭和三十九年秋田県条例第七十六号)第十七条、第十八条、第十九条第二項及び第二十条第二項

三 秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)第四十一条及び第四十二条

四 秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第二十九条の二

五 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第二十七条第一項

六 秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十四条

七 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年秋田県条例第二十八号)第九条第一項

八 秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例(平成十三年秋田県条例第七十三号)第十四条第一項及び第二項

九 秋田県統計調査条例(平成二十一年秋田県条例第十四号)第十六条第一項、第十七条及び第十八条

十 秋田県暴力団排除条例(平成二十三年秋田県条例第二十九号)第十八条

十一 秋田県行政不服審査会条例(平成二十七年秋田県条例第五十八号)第八条

十二 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年秋田県条例第四十九号)附則第六項及び第七項

十三 秋田県個人情報保護審査会条例(令和四年秋田県条例第五十号)第十二条

十四 秋田県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和四年秋田県条例第五十三号）第五十四条から第五十六条まで（秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第八条 秋田県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年秋田県条例第十三号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（秋田県公害防止条例の一部改正）

第九条 秋田県公害防止条例（昭和四十六年秋田県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十七条から第八十八条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（砂防法施行条例の一部改正）

第十条 砂防法施行条例（平成十五年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、「旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下「刑法等一部改正法等」と総称する。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第二十一条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を一般職の職員の給与に関する条例第二十二条第五項、知事等の給与および旅費に関する条例第八条第四項及び教育長の給与及び旅費等に関する条例第三条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十二条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項(これらの規定を第五条第一号の規定による改正後の知事等の給与および旅費に関する条例第十条第五項及び第五条第三号の規定による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例第四条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条第二号の規定による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例第十三条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。